

雑報

三月十五日

内藤技官

「昭和二十一年度農村人口収容力に関する調査」結果報告(一)

新潟縣 富山縣

研究所廳舎の移轉

人口問題研究所は昭和二十三年三月港区田町の旧廳舎から左記のところへ移轉した。

東京都港区田村町一の二日産館四階
電話銀座(7)代表五一〇一五一一九番

研究報告会の開催

昭和二十三年第一四半期における定例研究報告会の報告題目及報告者名は次の如くである。

一月二十六日

林囑託

千拓農村(岡山縣興除村)における安定農家の所在について

館技官

二月二日

窪田技官

昭和二五——一〇〇年間の推計人口について

窪田技官

二月九日

窪田技官

二月二十三日

三國技官

子女差別子女扶養費について

内藤技官

三月八日

内藤技官

「昭和二十一年度農村人口収容力に関する調査」の結果報告(一)

戦時戦後における農家構成の変動

人口動態調査関係法規の改正並びに制定

今般人口動態調査令及び同施行細則が夫々次の如く改正せられ又これに伴い、人口動態調査票、人口動態調査票送付票、人口動態統計月報及び人口動態調査票添致目録作成手続が次の如く制定された。

人口動態調査令の改正(昭和二十三年一月二十四日)

人口動態調査令の一部を次のように改正する。

第二條第一項を次のように改める。

人口動態調査資料は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につきその届出を受けた市町村長が作成する人口動態調査票及び保健所長が作成する人口動態統計月報とする。

第三條中「及び人口動態統計月報」を削り、同條に左の一項を加える。

保健所長は、人口動態調査票に基いて、厚生大臣の定めるところにより、人口動態統計月報を作成しななければならない。

第四條 厚生大臣は、人口動態調査票の用紙を市町村長に、人口動態統計月報の用紙を保健所長に交付しななければならない。

第五條中「及び人口動態統計月報」を削り、「毎月」を「遅滞なく」に改め、「市町村長は」の下に「保健所長に、保健所長は」を加え、同條に左の一項を加える。

人口動態統計月報は、これを毎月、保健所長は都道府縣知事に、都道府縣知事は厚生大臣に提出しなければならぬ。

厚生省官制の一部改正

今般國立公園部の設置に伴い厚生省官制の一部が昭和二十三年二月十四日附政令第三十八号を以て左の如く改正された。

厚生省官制中一部改正(昭和二十三年二月十四日)

第四條ノ二 公衆保健局ニ國立公園部ヲ置ク

國立公園部ニ於テハ國立公園ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條厚生事務官の部中 專任四百八十三人

「專任五人 專任三百十八人」に「專任二千六百八十八人」を

「專任二千六百九十二人」に改める。

第十一條ノ二を第十一條ノ三とする。

第十一條ノ二 國立公園部長ハ一級ノ厚生事務官ヲ以

テ之ニ充ツ

第十二條 厚生省ニ兒童福祉官ヲ置キ二級ノ厚生事務

官又ハ厚生技官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ受ケ兒童及妊産婦ノ保護、保健其ノ他福祉ニ關スル實地ノ指導監督ヲ掌ル

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。